

京都市告示第 363 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 10 月 27 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
壬生経48号線	中京区壬生森前町8番地の64地先から	旧	メートル 12.00	メートル 4.75
	同町14番地の8地先まで	新	12.00	6.00 ~ 6.01
山科御陵経18号線	山科区厨子奥若林町24番地の1地先から	旧	35.70	1.60 ~ 1.75
	同区御陵三蔵町20番地の5地先まで	新	35.70	3.09 ~ 5.10
松尾嵐山経66号線	西京区嵐山上河原町1番地の3地先から	旧	59.50	5.85 ~ 7.55
	同区嵐山西一川町1番地の1地先まで	新	59.50	7.93 ~ 9.00
毛利橋通	伏見区桃山羽柴長吉西町11番地地先から	旧	15.40	4.65 ~ 6.05
	同区京町大黒町107番地の3地先まで	新	15.40	6.00 ~ 7.15

久我経4号線	伏見区久我石原町4番地の60地先から	旧	50.00	1.80 ~ 2.80
	同町3番地の40地先まで	新	50.00	4.67 ~ 5.78

(建設局道路部道路明示課)